

第41回定時株主総会招集ご通知
(電子提供措置事項のうち交付書面省略事項)

会社の体制および方針

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

トランス・コスモス株式会社

上記各事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

会社の体制および方針

(1) 内部統制システムの基本方針

当社取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）に関する基本方針は次のとおりであります。

① 当社および子会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、トランスコスモスグループガバナンス基本方針およびトランスコスモスグループ行動指針等に基づいて職務を執行する。

当社グループの取締役が、法令・定款を遵守すること、ならびに企業理念に則った行動を取るように、各社の取締役会および当社の取締役会の下に設置するグループガバナンス委員会等を通じて監督し、徹底を図る。

コンプライアンスに関する研修等をはじめ当社グループを対象とする横断的なコンプライアンスに関する取り組みを通じて、当社グループ役職員のコンプライアンスに対する意識をさらに高め、適正な職務の執行を徹底する。

当社は、当社役職員を子会社へ取締役または監査役として派遣し、子会社の取締役会への出席その他相当な方策・機会を通じて、子会社の業務執行が適切に行われるよう監督する。

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える組織等に対して、グループ行動指針等に基づき組織全体として毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たない。

当社は、グループ内部通報規程を制定してグループ内部通報制度を整備・運用することにより、当社グループの業務運営に関する組織的または個人的な法令違反行為および社内規程違反行為を未然に防止し、あるいは早期に発見して是正を図ることで自浄作用の実効性を向上させ、コンプライアンス経営を強化する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、重要な意思決定および報告に関しては、取締役会規程に基づいて実施する。

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、稟議規程、文書管理規程、契約書取扱規程、情報管理規程、情報セキュリティ管理規程、サイバーセキュリティ基本方針等に基づき適切に保存および管理を行う。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理は、トランスコスモスグループガバナンス基本方針等に基づきグループガバナンス委員会が総括する。

当社グループの各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、損失の危険を発見した場合には速やかにグループガバナンス委員会に報告する体制を構築する。また、リスク情報の収集を容易にするため、損失の危険を発見した場合には速やかに組織を通じて報告するよう周知徹底する。

当社の内部監査室は、代表取締役および監査等委員会の指揮命令のもと、内部監査規程に基づいて当社グループに対する監査実施項目および方法を検討して監査計画を立案し、計画に基

づく監査を行い、代表取締役および監査等委員会に対して監査結果を報告する。

当社の内部監査室は、監査により法令定款違反が発見された場合、あるいはその他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は、代表取締役および監査等委員会に速やかに報告する。

当社グループは、グループ内部通報制度の整備・運用のため、当社グループの全ての役職員が利用可能なグループ内部通報窓口を設置し、不正行為に関する内部通報が可能な体制を構築する。内部通報は当社の監査等委員が直接受領する経路を確保することで適正に処理されることを保証し、これにより、コンプライアンス経営を強化する。

当社グループは、グループ情報セキュリティポリシーおよびグループ情報セキュリティ基本方針を制定し情報管理の充実を図る。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社グループは、迅速かつ実効性の高い企業経営を実現するため、中期経営計画および年次計画を策定し、グループ経営ビジョンの浸透を図る。併せて、その達成に向け、取締役および子会社が担当する業務ごとに具体的な計画を定め、進捗状況を定期的にレビューしフィードバックを行うことにより、業務が効率的に遂行される体制を確保する。

適宜、経営幹部で構成する経営会議等の会議体を設置し、取締役会から委任を受けた経営の重要事項を決定する。また、執行役員等を選任することで機動的な業務執行を行い、取締役の職務の効率性を図る。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、トランスコスモスグループガバナンス基本方針、トランスコスモスグループ行動指針およびトランスコスモスグループの決裁基準等グループ共通の方針等を遵守し、既述の体制を整備すると共に、当社への決裁申請・子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の報告体制を整備等することにより、当社グループの業務の適正を確保する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務は、監査等委員会の指揮・監督のもとに内部監査室が補助する。内部監査室に所属する主要な使用人の人事異動、人事評価および懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得る。

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

⑦ 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役および使用人は、以下のような項目を定期的に監査等委員会に報告することとし、監査等委員である取締役は取締役会や重要な会議に出席して報告を受ける。

- ・取締役会決議事項、報告事項
- ・月次、四半期、通期の業績、業績見通しおよび経営状況
- ・重要な開示資料の内容
- ・重要な組織・人事異動

- ・当社に著しい損失を与えるおそれのある事項
- ・当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
- ・内部監査室、コンプライアンス推進統括部の活動状況
- ・その他、重要な稟議・決裁事項

このほか、監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じた場合には、速やかに報告する体制を整備する。

⑧ **当社グループの役職員が当社の監査等委員会に報告するための体制**

当社グループの役職員は、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。ただし、法令等の重大な違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、速やかに当社の監査等委員会に対して報告を行い、当社は、これに必要な体制を整備する。

当社のグループ内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、適宜当社の監査等委員会に対して報告する。

⑨ **監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、監査等委員会に前2項の報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑩ **監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査等委員がその職務執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

取締役および使用人は監査等委員会の監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。

代表取締役は、監査等委員会と定期的な意見交換を行うとともに、監査等委員会が内部監査室との適切な意思疎通および効果的な監査業務を実施するための体制を構築する。

⑫ **適時適正開示を行うための体制**

適時開示規程に基づき、適時適正な開示のための取組み等の役職員への周知徹底を図るとともに、当社グループでの開示情報のレポーティングラインを構築する。経営会議において内容の適正性を確保し、適時適正開示を実施する。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況**

① **コンプライアンス**

取締役および使用人に対するグループコンプライアンス研修の定期的な実施や、マニュアルの作成・配布等を通じて、トランスコスモスグループ行動指針に沿った行動ができるよう、コンプライアンスを遵守する意識を醸成する取組みを継続して実施しております。

② **リスクマネジメント**

グループガバナンス委員会は、当社グループの事業活動に伴うリスクの棚卸を実施し、定期的にリスクを評価しております。また、当社の各部門および当社グループ各社は、損失の危険を発見したときは速やかにグループガバナンス委員会へ報告しております。内部監査室は、代表取締役の直轄組織として内部監査計画を策定し、内部監査を実施しております。内部監査室は内部監査結果を定期的に代表取締役および監査等委員会に報告するほか、重大な損失の危険を発見したときは、速やかに代表取締役および監査等委員会に報告しております。

③ 事業管理運営

当社グループにおいては、担当する取締役が中期経営計画および年次計画の目標に対する実績を定期的に当社の取締役会に報告し、取締役会は計画達成に向けて必要な指示を行っております。監査等委員会は、その他の重要な事項について報告を受けております。

また、当社グループ共通の決裁基準等を整備・運用することにより業務の適正を確保しております。

④ 財務報告に係る内部統制

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施しております。当事業年度において開示すべき重要な不備は見当たらず、内部統制システムは適切に運用されております。

⑤ 反社会的勢力の排除

反社会的勢力などの市民社会の秩序や安全に脅威を与える組織等との関係を排除するため、当社との取引開始前に厳正な審査を実施しております。

⑥ グループ内部通報制度

グループ内部通報窓口が通報者から受け付けた内部通報は、通報者の保護に留意した調査方法により、必要に応じて外部専門家を活用しながら調査を実施しております。その調査結果は、適宜、代表取締役および監査等委員会に報告しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけております。配当政策については、業績に連動した配当性向重視型を採用しており、連結配当性向40%を基準として業績に応じた適正配当を行うことを基本方針としております。

(4) 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等に

について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、お客様の満足度の大きさに価値を置き、企業価値の維持・向上に努めております。当社の企業価値の源泉は、①情報処理アウトソーシングビジネスの先駆けとして創業以来蓄積してきた総合的な「IT活用力」、②環境変化に即応し最新技術を創意工夫で融合させてゆくことのできる「人」の存在、③独立系企業としての強みを生かして構築された様々な「顧客との間の安定的・長期的な信頼関係」にあると考えております。当社株式の買付を行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような濫用的な買収に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 基本方針実現のための取り組みの具体的な内容の概要

ア. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

中期事業計画

当社では、長期目標である2035ビジョンの実現に向け、「ビジネスモデルを進化させ、総合力を利益に換える」ならびに「顧客基盤・サービスポートフォリオを拡充、次の成長へ」をテーマに掲げた2026年度から2028年度までの中期事業計画を策定しました。

具体的な取り組みにつきましては、「1 企業集団の現況に関する事項 (2) 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、適正な監査および監督を可能とする経営体制を構築するため監査等委員会設置会社の制度を採用し、現状の事業内容に応じたコーポレート・ガバナンスの充実が図れるよう、その実効性を高めることに努めております。

取締役会の運営面では、構成員である取締役が各々の判断で意見を述べ活発な議論が行われているほか、社外取締役の経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言等を得ております。また、当社は、執行役員制を導入しており、取締役会が担っている「経営の意思決定および監督機能」と「業務執行機能」を分離し、取締役会は「経営の意思決定および監督機能」を担い、「業務執行機能」は執行役員が担うこととしております。これにより業界特有の経営環境の変化に柔軟に対処できるよう迅速かつきめ細かい業務執行を実現しています。監査等委員につきましては、社外取締役3名により監査等委員会を構成し、取締役会等の重要な会議に出席するほか、内部統制部門を通じて、内部統制システムが適切に構築・運営されているか監視することで、当社および国内外子会社への監査を実施し、取締役の職務執行の監査を行っております。

取締役候補者の指名および取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関して、

独立社外取締役を過半数とし、独立社外取締役を議長とする指名委員会（2025年度の開催回数：1回）・報酬委員会（2025年度の開催回数：3回）を設置しております。各委員会は、それぞれ取締役候補者の指名、および取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等について審議し、その結果を取締役会へ答申しております。また、監査等委員会は、監査等委員でない取締役の指名・報酬について、その決定プロセスを監督しております。

トランスコスモスグループのガバナンスを統括する組織として取締役会の下にグループガバナンス委員会を設置し、その傘下の専門委員会が所管するリスクを統括しています。

イ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの具体的な内容の概要

当社は、2024年5月15日開催の取締役会決議および2024年6月25日開催の第39回定時株主総会決議に基づき当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）（以下「本プラン」といいます。）を、更新いたしました。本プランの概要については、次のとおりであります。

本プランの概要

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案する、あるいは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合等には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締

役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

なお、本プランの有効期間は、2024年6月25日開催の第39回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時とされております。

③ **具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由**

本プランは、当社株式に対する大量取得行為が行われた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足していること、更新にあたり株主の皆様承認を得ていること、一定の場合には本プランの発動の是非について株主意思確認総会において株主の皆様意思を確認する仕組みが設けられていること、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されていること、および有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止できるものとされていること等、株主意思を重視するものとなっております。また、本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、本プランの発動に際しての実質的な判断は、経営陣からの独立性を有する社外取締役等のみによって構成される独立委員会により行われること、独立委員会は当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされていること、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年とされていること等により、その公正性・客観性も担保されております。

したがって、当社取締役会は、本プランについて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものでないと判断しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	29,065	6,889	91,749	△16,125	111,579
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△3,972		△3,972
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			13,084		13,084
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
連 結 範 囲 の 変 動			△19		△19
連 結 子 会 社 株 式 の 取 得 に よ る 持 分 の 増 減		1			1
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					—
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	1	9,093	△0	9,093
当 期 末 残 高	29,065	6,890	100,842	△16,125	120,673

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定 調 整	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	321	6,744	7,066	0	10,422	129,068
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			—			△3,972
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			—			13,084
自 己 株 式 の 取 得			—			△0
連 結 範 囲 の 変 動			—			△19
連 結 子 会 社 株 式 の 取 得 に よ る 持 分 の 増 減			—			1
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	535	3	539	—	592	1,131
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	535	3	539	—	592	10,224
当 期 末 残 高	857	6,747	7,605	0	11,014	139,293

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社数 65社

主要な連結子会社の名称

株式会社Jストリーム、応用技術株式会社、transcosmos Korea Inc.、

上海特思尔大宇宙商務咨询有限公司

なお、当連結会計年度の連結子会社の異動は次のとおりであります。

(新規)

・TTテッククリエーション株式会社（新規設立）

・株式会社アイ・ピー・エル（新規取得）

・株式会社アスタリスク（重要性が増したため）

(除外)

・Transcosmos Information Systems Inc (USA)（清算終了）

・Transcosmos Information Systems Inc (Philippines)（当社子会社である transcosmos Asia Philippines inc.との合併により消滅）

- (2) 主要な非連結子会社の名称等

Transcosmos Philippines inc. 他

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社数 14社

主要な持分法適用会社の名称

UNQ HOLDINGS LIMITED

なお、当連結会計年度の持分法適用会社の異動は次のとおりであります。

(新規)

・vottia株式会社（新規設立）

・オムロントランスコスモスプロセスイノベーション株式会社（新規設立）

・株式会社HIYOKU Technologies（新規取得）

- (2) 持分法を適用していない非連結子会社等（Transcosmos Philippines inc. 他）は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

- (3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

(決算日 12月31日)

- ・ 応用技術株式会社
- ・ 大宇宙ジャパン株式会社
- ・ 株式会社caramo
- ・ transcosmos America, Inc.
- ・ TRANSCOSMOS OMNICONNECT, LLC
- ・ transcosmos Korea Inc.
- ・ 大宇宙情報創造（中国）有限公司
- ・ 大宇宙設計開発（大連）有限公司
- ・ 大宇宙情報システム（本溪）有限公司
- ・ 大慶大宇宙設計開発有限公司
- ・ 大宇宙商業サービス（蘇州）有限公司
- ・ 蘇州大宇宙情報創造有限公司
- ・ 上海特朗思大宇宙情報技術サービス有限公司
- ・ 上海特思尔大宇宙商務諮詢有限公司
- ・ 済南大宇宙情報創造有限公司
- ・ 内江特朗思大宇宙情報技術サービス有限公司
- ・ 深圳大宇宙情報創造有限公司
- ・ 大宇宙情報システム（蘇州）有限公司
- ・ 台湾特思尔大宇宙股份有限公司
- ・ Shine Harbour Ltd.
- ・ Transcosmos Information Creative Holdings
- ・ TRANSCOSMOS INTERNATIONAL PTE. LTD.
- ・ TRANSCOSMOS (MALAYSIA) SDN. BHD.
- ・ PT. transcosmos Commerce
- ・ TRANSCOSMOS ZERO PTE. LTD.
- ・ TRANSCOSMOS FINANCIAL HOLDINGS PTE. LTD.
- ・ transcosmos(Thailand)Co., Ltd.
- ・ TCT Holdings Co., Ltd.
- ・ TCT Services Co., Ltd.
- ・ transcosmos artus company limited
- ・ Astropolis Inc.
- ・ transcosmos Asia Philippines inc.
- ・ Transcosmos Vietnam Co., Ltd.
- ・ Transcosmos Information Systems Group Limited
- ・ Transcosmos Information Systems Limited
- ・ Transcosmos information Systems Kft
- ・ transcosmos Poland sp. z.o.o.
- ・ Helpmagic Ltd

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(決算日 9月30日)

- ・ キャリアインキュベーション株式会社

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 有価証券の評価基準および評価方法
子会社株式および関連会社株式
持分法非適用の非連結子会社株式および関連会社株式については、移動平均法に基づく原価法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法に基づく原価法
投資事業有限責任組合等に対する出資金
当該投資事業有限責任組合等の直近事業年度における純資産の当社および連結子会社の持分割合で評価
- (2) 棚卸資産の評価基準および評価方法
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
商品及び製品……………主に総平均法
仕掛品……………個別法
貯蔵品……………主に最終仕入原価法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産……………建物
（リース資産を除く）
a 1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したものの
旧定額法によっております。
b 2007年4月1日以後に取得したものの
定額法によっております。
建物附属設備および構築物
a 2007年3月31日以前に取得したものの
旧定率法によっております。
b 2007年4月1日から2016年3月31日までに取得したものの
定率法によっております。
c 2016年4月1日以後に取得したものの
定額法によっております。
上記以外の有形固定資産
a 2007年3月31日以前に取得したものの
旧定率法によっております。
b 2007年4月1日以後に取得したものの
定率法によっております。
在外連結子会社は主として定額法を採用しております。
また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却しております。
無形固定資産……………主として定額法を採用しております。

- (リース資産を除く) ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。また、市場販売目的のソフトウェアについては、販売開始後3年以内の見込販売数量を基準に償却しておりますが、その償却額が残存有効期間に基づく均等配分額に満たない場合は、その均等配分額を最低限として償却しております。
- リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (4) 重要な引当金の計上基準
- 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金……………当社および連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」および「非支配株主持分」に含めております。
- ② 重要な収益および費用の計上基準
当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。）等を適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社が提供するアウトソーシング事業および国内・海外のグループ会社が展開するアウトソーシング事業を主な事業内容としており、収益認識については、履行義務の充足する方法に従い、一定期間または一時点で収益を計上しております。このうちの大部分が一定期間で認識する収益となっております。
- 当社グループは、進捗度に応じて一定の期間にわたり充足される履行義務について、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しており、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は以下のとおりであります。
- ・顧客から毎月履行した業務を表す検収書等を入手し、これに基づいて請求を行っている業務については、検収書等に記載され履行された業務が、移転したサービスの量を忠実に描写していることから、これを基礎に収益を認識しております（アウトプット法）。なお、履行したサービスの量の記録は、顧客のシステムによるものと当社グループのシステムによるものがあり、当社グループのシステムによる場合、担当者が毎月顧客に履行したサービスの量を報告しております。
 - ・請負契約に基づく業務のうち、進捗度を直接的に見積ることができないものの、履行

義務の結果を合理的に測定できる場合は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。履行義務の結果を合理的に測定できない場合は、発生した実際原価の範囲でのみ収益を認識しております。

また、商品及び製品の販売については、顧客へ引き渡された時点で、支配が移転し履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

③ のれんの償却方法および償却期間

5年間から10年間の定額法により償却しております。なお、のれんの効果が見込まれない状況が発生した場合には、相当の減額を行っております。

5. 表示方法の変更

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において区分掲記しておりました特別利益の「関係会社清算益186百万円」(当連結会計年度1百万円)および「持分変動利益278百万円」(当連結会計年度0百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、特別利益の「その他」に含めて表示しております。また、前連結会計年度において特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「企業立地助成金等」(前連結会計年度54百万円)は、金額的重要性が増したため、区分掲記しております。

前連結会計年度において特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」(前連結会計年度68百万円)は、金額的重要性が増したため、区分掲記しております。

6. 会計上の見積りに関する注記

1. のれんおよび関係会社株式または関係会社出資金に含まれているのれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科 目	金 額 (百万円)
の れ ん	910
関係会社株式または関係会社出資金に含まれているのれん	128

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、非上場の投資先企業に対して、投資時に当該企業の事業の将来性を鑑み、その中長期事業計画に基づき、投資先企業の超過収益力等を評価しており、超過収益力等の評価額であるのれんが取得価額に含まれております。

当該のれんについては、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候を識別した場合には、将来の事業計画を基礎に算定されたのれんの残存償却期間内の割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較して減損損失の認識の要否を判定しております。減損損失の認識が必要と判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。また、当該のれんが関係会社株式または関係会社出資金に含まれているのれんである場合、持分法による投資損失として認識しております。

なお、関係会社株式または関係会社出資金に含まれているのれんの場合、計算書類の関係会社株式および関係会社出資金の評価において、超過収益力等の毀損によって減損損失の認識が必要とされた当該関係会社については、減損処理後の計算書類の簿価が持分法上の投資価額を

下回った場合には、その差額のうち、持分法ののれん未償却額に達するまでの金額について、持分法上の投資価額を減額します。

当該関係会社の業績は、将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受けるため、のれんの減損要否の判定および回収可能額算定の基礎となる事業計画と大きく乖離した場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

34,607百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	43,863,116	—	—	43,863,116

2. 自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	6,390,229	179	—	6,390,408

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加

179株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通 株式	3,972	106	2025年 3月31日	2025年 6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金 の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月24日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	5,246	140	2026年 3月31日	2026年 6月25日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、投資については業務または資本提携等、事業推進上の要請に基づき株式投資を行うほか、余資運用は預金等の元本確保を基本とした運用を行っております。資金調達に際しては銀行借入や社債、株式発行など状況に応じて最適と思われる手法を選択しております。また、デリバティブ取引は、事業活動上生じる市場リスクを回避するため、金利スワップ取引、通貨スワップ取引および為替予約取引に利用しており投機を目的としたデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は、主に業務または資本提携等に関連する株式であります。これらは、市場価格の変動リスク、投資先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価や投資先企業の財務諸表等を把握し、適正に評価の見直しを行うと共に投資価値の回収に努めております。

営業債務である買掛金および未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は設備投資等の長期性投資に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、当社グループの与信を毀損することの無いよう各社が月次で資金繰り計画を作成するなどの方法により管理すると共に債務履行を万全なものとするためコミットメントライン契約を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時 価 (*)	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	1,307	1,307	—
(2) 関係会社株式	7,818	4,034	△3,784
(3) 社 債	△228	△219	8
(4) 転換社債型新株予約権付社債	△10,014	△10,400	△385
(5) 長期借入金	△4,151	△4,118	32

- (*1) 「現金及び預金」については、現金であること、および預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (*2) 「受取手形、売掛金及び契約資産」に含まれる受取手形、売掛金、「買掛金」、「短期借入金」および「未払費用」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (*3) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」および「(2) 関係会社株式」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	当連結会計年度 (百万円)
非 上 場 株 式	6,807
投 資 事 業 組 合 出 資 金	786

- (*4) 「(3) 社債」、「(4) 転換社債型新株予約権付社債」および「(5) 長期借入金」には、それぞれ「一年内償還予定の社債」、「一年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債」および「一年内返済予定の長期借入金」が含まれております。
- (*5) 負債に計上されているものについては、△で示しております。

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定する時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

区 分	時 価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投 資 有 価 証 券				
そ の 他 有 価 証 券				
株 式	1,307	－	－	1,307

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

区 分	時 価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
関 係 会 社 株 式	4,034	－	－	4,034
社 債	－	△219	－	△219
転換社債型新株予約権付社債	－	△10,400	－	△10,400
長 期 借 入 金	－	△4,118	－	△4,118

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券ならびに関係会社株式

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

当社の発行する社債の時価は、取引金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を当該借入金の残存期間および信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1.収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	単体サービス	国内関係会社	海外関係会社	
日 本	250,145	39,960	5,567	295,672
韓 国	—	—	43,232	43,232
中 国	143	0	27,780	27,924
東 南 ア ジ ア	3,683	16	19,561	23,262
そ の 他	314	—	3,459	3,773
顧客との契約から生じる収益	254,286	39,977	99,601	393,866
そ の 他 の 収 益	—	—	—	—
外 部 顧 客 へ の 売 上 高	254,286	39,977	99,601	393,866

(注) 顧客との契約から生じる収益は、顧客の所在地を基礎として、国または地域に分解しております。

2.収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「注記事項 (4.会計方針に関する事項 (5)その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ②重要な収益および費用の計上基準)」に同一の内容を記載しているため記載を省略しております。

3. 当期および翌期以降の収益の金額を理解するための情報

	当連結会計年度 (百万円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	67,009
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	72,791
契約資産 (期首残高)	2,497
契約資産 (期末残高)	2,602

契約資産は、インプット法により認識された収益のうち期末日時点で進行中の請負工事等に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。

契約負債は、連結貸借対照表上「前受金」に計上しており、主に顧客に財またはサービスを移転する履行義務のうち顧客から受け取った前受金に関するものであります。なお、契約負債の当連結会計年度期首残高は、概ね1年以内に収益を認識し、取り崩されております。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 3,423円25銭
- 2 1 株当たり当期純利益 349円18銭
- 3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 327円22銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	29,065	8,360	8,360	3,866	45,138	49,005
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当			—	397	△4,369	△3,972
当 期 純 利 益			—		6,242	6,242
自 己 株 式 の 取 得			—			—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			—			—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	397	1,873	2,270
当 期 末 残 高	29,065	8,360	8,360	4,264	47,011	51,275

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△16,125	70,306	330	330	70,637
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△3,972		—	△3,972
当 期 純 利 益		6,242		—	6,242
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0		—	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		—	526	526	526
事業年度中の変動額合計	△0	2,269	526	526	2,796
当 期 末 残 高	△16,125	72,576	857	857	73,433

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却

原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

投資事業有限責任組合等に対する出資金

当該投資事業有限責任組合等の直近事業年度における純資産の当社持分割合で評価

2. 棚卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品……………総平均法

仕掛品……………個別法

貯蔵品……………最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………建物

（リース資産除く）

a 1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したものの
旧定額法によっております。

b 2007年4月1日以後に取得したものの
定額法によっております。

建物附属設備および構築物

a 2007年3月31日以前に取得したものの
旧定率法によっております。

b 2007年4月1日から2016年3月31日までに取得したものの
定率法によっております。

c 2016年4月1日以後に取得したものの
定額法によっております。

上記以外の有形固定資産

a 2007年3月31日以前に取得したものの
旧定率法によっております。

b 2007年4月1日以後に取得したものの
定率法によっております。

	また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却の終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
無形固定資産…………… (リース資産除く)	定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
リース資産……………	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金……………	従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。
債務保証損失引当金……………	関係会社に対する保証債務の履行による損失に備えるため、保証履行の可能性の高い債務保証につき、求償権の行使による回収可能性を検討して、損失見込額を計上しております。
関係会社支援損失引当金……………	関係会社への支援に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。)等を適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社は、アウトソーシング事業を主な事業内容としており、収益認識については、履行義務の充足する方法に従い、一定期間または一時点で収益を計上しております。このうちの大部分が一定期間で認識する収益となっております。

当社は、進捗度に応じて一定の期間にわたり充足される履行義務について、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しており、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は以下のとおりであります。

- ・顧客から毎月履行した業務を表す検収書等を入手し、これに基づいて請求を行っている業務については、検収書等に記載され履行された業務が、移転したサービスの量を忠実に描写していることから、これを基礎に収益を認識しております(アウトプット法)。なお、履行したサービスの量の記録は、顧客のシステムによるものと当社のシステムによるものがあり、当社のシステムによる場合、担当者が毎月顧客に履行したサービスの量を報告しております。

- ・請負契約に基づく業務のうち、進捗度を直接的に見積もることができないものの、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、見積総原価に対する実際原価の割合(インプット法)で算出しております。履行義務の結果を合理的に測定できない場合は、発生した実際原価の範囲でのみ収益を認識しております。

また、商品の販売については、顧客へ引き渡された時点で、支配が移転し履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産および負債の……………外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨本邦通貨への換算の基準に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 表示方法の変更

(損益計算書関係)

前事業年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社支援損失引当金戻入益」（前事業年度23百万円）は、金額的重要性が増したため、区分掲記しております。

前事業年度において区分掲記しておりました特別利益の「関係会社清算益334百万円」（当事業年度1百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、特別利益の「その他」に含めて表示しております。また、前事業年度において特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「企業立地助成金等」（前事業年度32百万円）は、金額的重要性が増したため、区分掲記しております。

前事業年度において特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」（前事業年度21百万円）および「関係会社株式評価損」（前事業年度21百万円）は、金額的重要性が増したため、区分掲記しております。

8. 会計上の見積りに関する注記

1. 非上場企業への投資によって取得した関係会社株式または関係会社出資金の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

科 目	金 額 (百万円)
関係会社株式 (非上場企業への投資)	18,056
関係会社出資金 (非上場企業への投資)	648

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、非上場の投資先企業に対して、投資時に当該企業の事業の将来性を鑑み、その中長期事業計画に基づき、投資先企業の超過収益力等を評価しており、超過収益力等の評価額が取得価額に含まれております。

当該関係会社株式または関係会社出資金の評価については、「金融商品に関する会計基準」に準拠した内規である「株式等の減損処理要領」に従い、毎期末に、帳簿価額に比べて投資先企業の財政状態が一定程度悪化している投資先について超過収益力等の毀損による当該株式または出資金の評価損のリスクを考慮して、実績の事業計画達成有無や投資先企業の超過収益力の毀損の有無などの評価損検討プロセスでそのリスクに応じて株式又は出資金の実質価額が著しく低下したかどうかを検討した上で、評価損の可否を判断しております。実績が事業計画を達成しておらず、計画未達成の要因が一時的なものではなく、または、一時的であるが、来期以降の計画で、一定期間（概ね5年）内に純資産持分額が帳簿価額までに達する見込みがなく、投資先企業の超過収益力が毀損していると判断される場合、当該株式

または出資金を純資産持分額まで評価損として認識しております。

当該関係会社の業績は、将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受けるため、超過収益力等の評価額の算定の基礎となる事業計画と大きく乖離した場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 債務保証

関係会社からの預り債務に対する保証

ティーシーアイ・ビジネス・サービス株式会社 7,740百万円

関係会社の特定取引先からの仕入債務に対する保証

株式会社FTHRプロフェショナルズ 196百万円

計 7,936百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 18,075百万円

3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務（区分表示したものを除く）

関係会社に対する短期金銭債権 2,947百万円

関係会社に対する短期金銭債務 1,920百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益 1,555百万円

営業費用 12,984百万円

営業取引以外の取引高 1,565百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	6,390,229	179	—	6,390,408

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加

179株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	4,456百万円
関係会社株式評価損	2,961百万円
投資有価証券の税務上の簿価修正額	2,058百万円
賞与引当金	1,163百万円
投資有価証券評価損	720百万円
関係会社株式の税務上の簿価修正額	652百万円
債務保証損失引当金	597百万円
未払事業税	323百万円
減価償却超過額	190百万円
未払社会保険料	175百万円
関係会社支援損失引当金	48百万円
その他	1,101百万円
小計	14,450百万円
評価性引当額	△12,044百万円
繰延税金資産合計	2,406百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△267百万円
その他	△115百万円
繰延税金負債合計	△382百万円
繰延税金資産の純額	2,023百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この変更による計算書類への影響は軽微であります。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社および法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ティーシーアイ・ビジネス・サービス株式会社	100百万円	国内 関係会社	所有 直接100.0	資金の借入	資金の借入(注)1	2,395	関係会社 短期借入金	6,750
						資金の返済	1,445		
						債務保証	債務保証(注)2	7,740	-
子会社	transcosmos America, Inc.	61百万ドル	海外 関係会社	所有 直接100.0	資金の融資	-	-	関係会社 長期貸付金(注)3	2,846
子会社	TCT Services Co., Ltd.	1百万 タイバーツ	海外 関係会社	所有 直接49.0 間接51.0	資金の融資	資金の回収	52	関係会社 長期貸付金(注)4	2,800
子会社	transcosmos Asia Philippines inc.	403百万 フィリピン ペソ	海外 関係会社	所有 直接100.0	資金の融資	資金の貸付(注)1	25	関係会社 長期貸付金(注)5	1,665
子会社	Transcosmos Information Systems Group Limited.	22万 ポンド	海外 関係会社	所有 直接100.0	資金の融資	資金の貸付(注)1	325	関係会社 長期貸付金(注)6	3,770
						資金の立替	1,346	その他 投資等(注)7	1,381

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1. 利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 関係会社からの預り債務に対する保証であります。

3. 関係会社長期貸付金に対し、当事業年度において185百万円の貸倒引当金繰入額を計上し、当事業年度末現在、引当金残高は2,846百万円となっております。

4. 関係会社長期貸付金に対し、当事業年度において202百万円の貸倒引当金繰入額を計上し、当事業年度末現在、引当金残高は2,800百万円となっております。
5. 関係会社長期貸付金に対し、当事業年度において117百万円の貸倒引当金繰入額を計上し、当事業年度末現在、引当金残高は1,665百万円となっております。
6. 関係会社長期貸付金に対し、当事業年度において629百万円の貸倒引当金繰入額を計上し、当事業年度末現在、引当金残高は3,770百万円となっております。
7. 子会社への債権に対し、当事業年度において1,381百万円の貸倒引当金繰入額を計上し、当事業年度末現在、引当金残高は1,381百万円となっております。
8. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。
9. 議決権等の所有（被所有）割合は、小数第二位を四捨五入しております。

3. 兄弟会社等

該当事項はありません。

4. 役員および個人主要株主等

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「注記事項（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,959円66銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 166円59銭 |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 155円93銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。